

高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例

(設置)

第1条 市の公共施設マネジメント（公共施設の最適な配置及び有効活用並びに財政負担の軽減及び平準化を図り、持続可能な行政経営を行う観点から、公共施設を総合的かつ計画的に管理し、運営し、及び活用する市の取組をいう。次条において同じ。）について必要な事項を調査審議するため、高砂市公共施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、公共施設マネジメントに関する次の事項について、調査審議する。

- (1) 公共施設等総合管理計画（公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。次号において同じ。）に基づく取組の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画の見直しに関すること。
- (3) 公共施設に係る公民連携事業に関すること。
- (4) 指定管理者制度に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を

解くものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員は、3人以上でなければならない。

4 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員及び議事に関係のある」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会及び専門部会の庶務は、政策部公共施設マネジメント室において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に開かれる委員会及び専門部会は、委員会にあつては第6条第1項の規定にかかわらず市長が、専門部会にあつては第8条第7項において読み替えて準用する第6条第1項の規定にかかわらず委員長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表総合政策審議会の項の次に次のように加える。

公共施設マネジメント推進委員会	委 員	日額	9,000円
	臨時委員	日額	9,000円

参考(第8条第1項関係)

委員会の名称	担当事務
指定管理選定委員会	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定に関する業務
指定管理運用委員会	指定管理者及び施設を所管する部署のモニタリングの状況を検証し、かつ施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う業務